

船舶事故等調査報告書

平成24年11月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012函第26号
事故等種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成24年5月25日 19時35分ごろ
発生場所	北海道紋別市紋別港北北東方沖 紋別市所在の紋別灯台から真方位026° 6.5海里（M）付近 （概位 北緯44° 27.2′ 東経143° 24.9′）
事故等調査の経過	平成24年6月19日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十八 ^{こふく} 幸福丸、14トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-21236（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	主機逆転減速機焼付き、プロペラシャフト曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、紋別港北北東方沖の養殖施設において、ほたて貝の揚収作業を終えて帰港する際、波により船体が押され、推進器に海面下約2mにある幹縄（ポリプロピレン製、30mm径）が絡んだが、船長がこのことに気付かず中立としていた主機クラッチを前進としたところ、平成24年5月25日19時35分ごろ、紋別灯台から真方位026° 6.5M付近において、推進器に幹縄が絡索して航行不能となった。 本船は、僚船にえい航されて紋別港の西岸壁に係留後、船長が依頼したダイバーにより推進器から幹縄が除去された上、上架して修理された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	本船には、海面を照らす照明設備は装備されていなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、紋別港北北東方沖の養殖施設において、ほたて貝の揚収作業を終えて帰港する際、船長が推進器に幹縄が絡んだ状態であることに気付かず中立にしていた主機クラッチを前進としたことから、推進器に幹縄が絡索して運航不能となったものと考えられる。 船長は、夜間、海面を照らす照明がなかったこと、及び幹縄が海面下約2mにあったことから、主機クラッチを前進にする際、推進器に

	幹縄が絡んでいることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、紋別港北北東方沖の養殖施設においてほたて貝の揚収作業を終えて帰港する際、船長が推進器に幹縄が絡んだ状態であることに気付かずに中立にしていたクラッチを前進としたため、推進器に幹縄が絡索したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 推進器は、絡索や絡網が発生していないことを確認してから使用すること。